

大量保有報告制度の見直し

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-11

【要約】

2006年3月13日、証券取引法等改正法案が国会に提出された。

証券取引法等改正法案には、大量保有報告制度の見直しも盛り込まれている。

具体的には、機関投資家等に認められる簡便な特例報告について、その報告頻度を多くする（原則3ヵ月ごと 原則2週間ごと）などである。

【目次】

はじめに（証券取引法等改正法案の国会提出）

1．現行の大量保有報告制度の問題点

- (1)大量保有報告制度とは？
- (2)一般報告と特定報告
- (3)特定報告の何が問題なのか？

2．重要提案行為等の特例報告利用禁止

- (1)概要 ～特例報告の利用が認められないのはどのような場合か？～
- (2)「事業支配」と「重要提案行為等」
- (3)事後的に「重要提案行為等」を行うことになった場合の取扱い

3．特例報告の報告期限の短縮 ～原則3ヵ月ごとから原則2週間ごとに～

4．大量保有報告書のEDINET提出

- (1)概要 ～EDINET提出の義務化～
- (2)EDINETとは？
- (3)大量保有報告書とEDINET

5．その他の主な改正事項

- (1)共同保有者間の重複計上の解消
- (2)特例報告と一般報告の切替
- (3)大量保有報告書の開示内容

6．施行日

はじめに（証券取引法等改正法案の国会提出）

2006年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」（以下、証券取引法等改正法案）が国会に提出された¹。その概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法案の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して 20 日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B 制度の見直し - T O B 規制の適用範囲の明確化（市場内外にまたがる取引、買付者の競合など） - 情報開示拡充（意見表明報告書義務化など） - T O B 期間の延長 - T O B の買付条件変更等の柔軟化 - 全部買付義務の導入	公布日から 6 ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告制度の見直し - 重要提案行為等目的の場合に特例報告の適用を認めない	同上
	- 特例報告の頻度を多くする（原則 3 ヶ月ごと原則 2 週間ごと）	公布日から 1 年以内の政令指定日
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備） 取引所における自主規制機能の独立性確保など	公布日から 1 年 6 ヶ月以内の政令指定日
	開示制度の拡充 - 内部統制報告書の導入 - 四半期報告制度の整備 など	同上（ただし、適用は 2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度からの予定）

本稿では、これらのうち「大量保有報告制度の見直し」を取り上げる。

説明に当たって、まず、現行の大量保有報告制度の問題として指摘されたポイントを整理する（1.）。その上で証券取引法等改正法案による改正内容を解説する（2.）。

1. 現行の大量保有報告制度の問題点

(1) 大量保有報告制度とは？

大量保有報告制度とは、上場会社に対する株券等保有割合が 5 % を超える者（＝大量保有者）に対して、「大量保有報告書」の提出を義務付け、株券等保有割合、保有目的、保有する株券等の内訳、取得資金の内容などの開示を求める制度である（証券取引法 27 の 23、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式など）。

上場会社株式を誰が大量に保有しているかという情報は、その会社の経営に対する影響力という観点から、投資者の投資判断にとって重要な情報である。その意味で、大量保有報告制度は、上場会社株式の大量保有という重要な情報を、投資者に対して迅速に提供して、市場の公正性、透明性を高め投資者保護を図るための制度ということができるだろう。

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

(2)一般報告と特定報告

大量保有報告制度には、原則的な「一般報告」と、機関投資家等に認められる簡便な報告方法である「特例報告」がある。(現行制度における)両者の報告方法を比較すると次のようになる。

図表 現行制度における一般報告と特例報告の比較

	一般報告		特例報告 1	
	株券等保有割合 2	提出期限	株券等保有割合 2	提出期限
大量保有報告書	5%超	5営業日以内	3ヶ月ごとの基準日 時点 3で5%超	基準日の属する月の 翌月 15日まで
変更報告書	直前の報告から1% 以上の増減 4	5営業日以内	3ヶ月ごとの基準日 時点で直前の報告か ら1%以上の増減	同上
	その他重要な事項の 変更		基準日以外の月末時 点で直前の報告から 2.5%以上の増減	その月末の属する月 の翌月 15日

- 1 特例報告が認められるのは、証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者(投資一任認可を受けたものに限る)、農林中央金庫、商工組合中央金庫、外国の法令に準拠して外国において証券業・銀行業・信託業・保険事業・投資信託委託業・投資顧問業(投資一任業務を行うものに限る)を営むもの、銀行等保有株式取得機構、預金保険機構である(以下、「証券会社等」という。なお、証券会社等を共同保有者とする者についても特例報告が容認される)。なお、証券会社等であっても、次の場合には、特例報告は認められない。
 - 株券等保有割合が10%超となったとき
 - 基準日の届出を行っていないとき
 - 事業活動支配を目的とするとき
 - 証券会社等に該当しない共同保有者がいて、その共同保有者の株券等保有割合が1%超のとき
- 2 現物株式のみではなく、新株予約権などの潜在株式についても、株式数に換算してカウントする。
- 3 実際の基準日は、特例報告の適用を受ける証券会社等が届出を行う。
- 4 短期大量譲渡に該当する場合は、譲渡の相手方、対価などについての情報開示も求められる。なお、短期大量譲渡とは、具体的には次に該当するケースである。
 - 60日内で最高の株券等保有割合の1/2未満の割合まで減少している、かつ、
 - 60日内で最高の株券等保有割合から5%ポイントを超えて減少している。

つまり、個人投資家や事業法人など一般報告が義務付けられる者の場合、5%を超えれば5営業日以内に報告書を提出しなければならない。それに対して、特例報告が認められる機関投資家等の場合は、基本的に3ヶ月ごとの基準日ベースで報告を行えばよく、報告期限も基準日の翌月15日までとされている。

一般に、機関投資家等にこうした簡便な特例報告が認められる理由は、次のように説明されることが多い²。

機関投資家は日常の営業活動等において、反復継続的に株券等の売買を行っていることから、その事務負担を軽減する必要がある。

証券会社のディーリングや機関投資家の日々の売買などは、取引規模は大きいものの、一般に企業の経営権の取得などを目的としないものが多いと考えられる。これを、取引の都度、報告を求めるとすると、逆に様々な憶測を生んで市場に悪影響を及ぼしかねない。

² 5%ルール実務研究会「5%ルールの実務とQ&A」(大蔵財務協会、1991年)p.51など。

ところが最近、特にM & Aを巡って、こうした機関投資家等に認められる特例報告制度に対して疑問の声が高まってきた。

(3) 特例報告の何が問題なのか？

前述の通り、本来、特例報告制度は、証券会社のディーリングや機関投資家の日々の売買などは、取引規模は大きいものの、一般に企業の経営権の取得などを目的としないものが多いと考えられることを前提として設けられたものである。

ところが、近年、M & Aに積極的に関与する「ファンド」が出現した。こうした「ファンド」は、形式的には特例報告が認められる「機関投資家」に該当する³。しかし、こうしたM & Aに積極的に関与する「ファンド」が、「企業の経営権の取得などを目的としない」とは考えにくく、こうした「ファンド」に特例報告を認めることは、一般投資家との公平性で問題があり、本来の制度趣旨を歪めているという批判が強くなったのである。

実際、2005年に起こった複数のM & Aにおいて、いわゆる「アクティビスト」と呼ばれる「ファンド」が、特例報告制度を活用したために、次のような事態が生じたと言われている。

M & Aの対象となった会社の株式を大量に保有しているとされる「ファンド」が、既に関取者に売却しているのか、なお保有を継続しているのか、買収者に対抗して保有株式の買増しを行っているか、が迅速に開示されなかった。

特例報告制度により、株式の大量保有状況を開示していなかった「ファンド」が突然、既に大量の株式を買い集めたM & Aの買収者として出現した。

こうした事態が生じたため、M & Aに関連する「ファンド」の動向を巡って、様々な憶測が流れ、一般投資家の投資判断に重大な影響を及ぼしたとも言われている。

こうした観点から、昨年（2005年）12月に公表された金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキング・グループ報告「公開買付制度等のあり方について」（以下、WG報告という）は、「投資家に対して一層の透明性が確保されるように」次のような大量保有報告制度の見直しを行うことを提言していた。

制度趣旨を歪めるような特例報告の利用を防止

……「事業活動に重大な変更を加え、あるいは重大な影響を及ぼすことを目的とするような場合」（重要提案行為等）について、特例報告の利用を認めない。

特例報告の報告期限の短縮（報告頻度を多くする）

……原則3ヵ月ごとの報告期限・頻度を、原則2週間ごととする。

大量保有報告書の電子開示システムEDINETによる提出を義務化する

今回の証券取引法等改正法案でも、基本的にこれらの内容を踏まえた改正事項が盛り込まれている。以下、これらの事項について解説する。

³ 一般には、投資一任業務の認可を受けた投資顧問業者に該当するケースが多いだろう。

2. 重要提案行為等の特例報告利用禁止

(1) 概要 ~ 特例報告の利用が認められないのはどのような場合か? ~

機関投資家等であっても、特例報告の利用が認められない場合がある。特例報告の利用が認められないケースを、現行法と改正法案で対比すると次のようになる(証券取引法 27 の 26)。

現行法	改正法案
特例報告の基準日についての届出を行っていない場合	同左
発行会社の事業活動を支配することを保有の目的とする場合	発行会社の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものを行うことを保有の目的とする場合
株券等保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合(1)	同左
保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合	同左

- (1) 現行法令では、10%と定められている(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 12)。
 (2) 現行法令では、機関投資家等に該当しない共同保有者がいて、その共同保有者の株券等保有割合が1%超のときが定められている(同 13)。

現行法と改正法案の違いは、上記の部分である。

現行法も改正法案も、本来、機関投資家の日々の売買などは、取引規模は大きいものの、一般に企業の経営権の取得などを目的としないものが多いと考えられることから、特例報告が認められるという前提に立っている。言い換えれば、発行会社の経営に影響力を及ぼすことを目的とする場合にまで、特例報告を認める必要はない、という趣旨である。

ただ、特例報告の利用が禁止されるケースを、現行法は「発行会社の事業活動を支配すること」(以下、事業支配)を保有目的とする場合と定めているのに対して、改正法案では「発行会社の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為」(以下、重要提案行為等)を保有目的とする場合と定めている点が異なるのである。

(2) 「事業支配」と「重要提案行為等」

それでは、現行法の定める「事業支配」と改正法案の定める「重要提案行為等」とは、何が違うのであろうか?この点について、前述のWG報告は次のように説明している。

制度趣旨を歪めるような形での特例報告の利用を防止する等の観点から、現在、機関投資家に一般報告が義務付けられる要件として、「会社の事業活動を支配することを目的とする場合」が規定されているが、事業活動に重大な変更を加え、あるいは重大な影響を及ぼすことを目的とするような場合に、機関投資家であっても的確に一般報告が提出されるよう、規定の整備等の余地がないか、更なる検討が進められるべきである。

この説明に従えば、「重要提案行為等」は「事業支配」よりも広い概念と言えるだろう。つまり、ある会社の事業を支配することまでは考えていなくても、重要提案行為等によってその会社の事業活動に重大な影響を及ぼすことを目的としている場合には、特例報告は認められない

ということである。

なお、「重要提案行為等」の具体的な範囲については「政令で定める」とされており、現時点では明らかではない。

(3) 事後的に「重要提案行為等」を行うことになった場合の取扱い

改正法案では、当初は「重要提案行為等」を行う意図なしに保有し、特例報告を行っていた者が、その後、「重要提案行為等」を行うこととなった場合の対応についても定めを設けている。具体的には、次の通りである（証券取引法改正法案 27 の 26 ）。

株券等保有割合が 5 % を超えた日から政令で定める期間内に「重要提案行為等」を行う	その 5 営業日前までに大量保有報告書を提出
株券等保有割合が 1 % 以上増加した日から政令で定める期間内に「重要提案行為等」を行う	その 5 営業日前までに変更報告書を提出

詳細は政令に委ねられており、現時点ではその全体像は正確には把握できない。ただ、おそらく、「重要提案行為等」を行う 5 営業日前までには、大量保有の状況に関する適切な開示を求めるといった趣旨であろうと思われる。つまり、「当初は「重要提案行為等」を行うつもりはなかった」と称して、大量保有報告書の提出義務を免れようとする行為を防止するための規定であると考えられる。

3 . 特例報告の報告期限の短縮 ～原則 3 ヶ月ごとから原則 2 週間ごとに～

特例報告の報告期限・頻度を、現行法と改正法案とで比較すると次のようになる。

特例報告の期限・頻度の比較

	現行法		改正法案	
	株券等保有割合 1	提出期限	株券等保有割合 2	提出期限
大量保有報告書	3 ヶ月ごとの基準日 時点 2 で 5 % 超	基準日の属する月 の翌月 15 日まで	原則 2 週間ごとの基準 日時点 3 で 5 % 超	基準日から 5 営 業日以内
変更報告書	3 ヶ月ごとの基準日 時点で直前の報告か ら 1 % 以上の増減	同上	原則 2 週間ごとの基準 日時点で直前の報告か ら 1 % 以上の増減	同上
	基準日以外の月末時 点で直前の報告から 2.5% 以上の増減	その月末の属する 月の翌月 15 日	-	-

(出所) 大和総研制度調査部作成

- 1 現物株式のみではなく、新株予約権などの潜在株式についても、株式数に換算してカウントする。
- 2 現行法の下での基準日は、「3 ヶ月ごとの月末」から特例報告の適用を受ける証券会社等が届出を行うこととされている。
- 3 改正法案の下での基準日は、「毎月 2 回以上設けられる日の組合せ」から特例報告の適用を受ける機関投資家等が届出を行うこととされている。ただ、基準日の具体的な設定のあり方については、政令で定めるとされており、現時点では明らかではない。

つまり、現行法の下での特例報告は、原則、3ヵ月ごとの基準日時点の保有状況を、翌月15日までに開示すればよかった。それが改正法案の下では、原則、2週間ごとの基準日時点の保有状況を、5営業日以内に開示しなければならない。

これは、前述のWG報告が、特例報告の報告期限・頻度について、「投資者に対して一層の透明性が確保されるよう...中略...可能な限りの短縮等を図っていく」と提言していたのを受けたものである。

なお、どのような形で2週間ごとの基準日が設定されるかについては、改正法案では「毎月2回以上設けられる日の組合せ」とされているのみで詳細は政令に委ねられており、現時点では明らかではない。

4．大量保有報告書のE D I N E T提出

(1)概要 ~ E D I N E T提出の義務化~

改正法案の下では、大量保有報告書及びその変更報告書についても、有価証券報告書などと同様に、電子開示システムE D I N E Tを利用した電子提出が義務化される(証券取引法改正法案27の30の2)。

その結果、株式の大量取得動向に関する情報が、一般投資家にもより迅速に提供されることが期待される。

(2)E D I N E Tとは?

E D I N E Tとは、“Electronic Disclosure for Investors’ NETwork”の略称で、「証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことである。それまで、紙媒体で提出されていた有価証券報告書、有価証券届出書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続を電子化するために、2001年6月から運用が開始されている⁴。

E D I N E Tを利用した開示書類の実際の提出は、開示書類の提出者が、開示書類に記載すべき情報をインターネットを利用したオンラインで財務(支)局に提出し、これらの開示情報を財務(支)局の閲覧室に設置するモニター画面によって公衆縦覧を行うというものである。その際、提出された開示情報は、インターネットを利用して広く一般にも提供するシステムとなっている。

その結果、E D I N E Tは、開示のペーパーレス化によって開示書類の提出者の事務負担を軽減しただけではなく、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化にも貢献したと評価されている。

(3)大量保有報告書とE D I N E T

現行制度の下では、ほとんどの開示書類についてE D I N E Tによる提出が可能となっている。ただ、開示書類の種類によって、E D I N E Tによる提出が義務付けられるもの(有価証券報

⁴ システムの全面移行・稼働は、2004年6月であった。

告書、有価証券届出書など)と、E D I N E Tによる提出が任意とされているもの(有価証券通知書、発行登録通知書など)に分けられている。

ここで問題となっている大量保有報告書及びその変更報告書については、現行制度の下では、E D I N E Tによる提出は任意とされているのである。つまり、提出者が意図的に迅速な電子媒体での提出・開示を避けて、紙ベースでの提出・開示を行う危険性があるのである。

もちろん、金融庁もこうした問題は認識しており、昨年(2005年)10月3日より紙ベースで提出された大量保有報告書についても即日インターネットで閲覧可能とする措置を講じている⁵。

しかし、金融庁からのヒアリングによれば、E D I N E Tによる提出・開示は、(書式の不備などがなければ)コンピュータ・サーバに直接情報が記録されるため、原則として、インターネットでも速やかに閲覧可能となる。それに対して、紙ベースでの提出・開示が行われた大量保有報告書をインターネットで閲覧可能とするためには、提出された書面をコンピュータに取り込む作業が必要となる。

そのため、特に大量保有報告書の提出件数が多い場合などには、コンピュータに取り込む作業が膨大となり、実際に一般投資家がインターネットで閲覧可能となるまでに、タイムラグが生じることとなる。

その意味では、改正法案で大量保有報告書のE D I N E Tによる電子提出・開示が義務付けられることは意義のあることだと言えるだろう。

5 . その他の主な改正事項

(1) 共同保有者間の重複計上の解消

改正法案では、大量保有報告書の提出義務の有無を判断するために株券等保有割合を計算する際に、共同保有者間の重複計上(いわゆるダブルカウント)を解消する方針が示されている。

現行制度の下では、例えば、貸株・借株が行われた場合(厳密には株式の消費貸借)、対象となった同一の株式について、貸し手の側でも借り手の側でも、株券等保有割合に算入される取扱いと考えられている⁶。

そのため、グループ内で株式の貸借が行われた場合、実際にグループ全体で保有している株式数は変わらないにも関わらず、グループ内の貸し手・借り手の双方で二重・三重に株券等保有割合に算入される結果、株券等保有割合が何倍にも膨らむといったことが生じるのである。

具体的には、例えば、A証券が保有するX社株式(4%相当)をその子会社のAアセットマネジメントに貸し出し、Aアセットマネジメントはそれをそのまま海外子会社のAインターナショナルに貸し出したというような場合である。このとき、実際にA証券グループが保有しているX社株式の数(4%相当)には変化がない。しかし、株券等保有割合を計算するに当たって

⁵ 金融超のウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/f-20050916-1.html>)に掲載されている。なお、吉川満・古頭尚志「E D I N E T、大量保有報告書等の即日提供へ」(2005年9月21日付D I R制度調査部情報)も参照。

⁶ 河本一郎・関要「【新訂版】逐条解説 証券取引法」(2002年、商事法務)p.346など。

は、A証券(本来の所有者)、Aアセットマネジメント(A証券からの借り手)、Aインターナショナル(最終的な借り手)の各々でX社の株式数(4%相当)が重複して加算される。その結果、グループの株券等保有割合は12%(=4%×3)まで膨らんでしまうこととなる。

こうした制度は、投資家から見て大変分かりにくく、市場をミスリードする危険性があると指摘されていた。そこで改正法案では、次のような対応策を講じることとしている。

株券等保有割合の計算上、引渡義務のある株式相当分は(株券等保有割合から)控除するのが原則であるが、引渡しの相手方が共同保有者である場合は控除しない。

株券等保有割合の計算上、共同保有者の保有する株式相当分は(株券等保有割合に)加算するのが原則であるが、共同保有者などの間で引渡請求権などが存在する場合は加算しない。

新しい計算方法の詳細は、政省令に委ねられており、改正法案で示されたのみではその全体像は把握できない。ただ、共同保有者同士での株式の貸借関係(引渡義務、引渡請求権など)については、計算上、除外するという趣旨は認めることができるだろう。

その意味では、ダブルカウントとならないように株券等保有割合の計算方式を改める方向性が示されていると言えるだろう。

(2) 特例報告と一般報告の切替

改正法案では、特例報告の認められる機関投資家等について、次の場合には5営業日以内に変更報告書を提出しなければならないとされている(証券取引法改正法案27の26三)。

保有する株式の株券等保有割合が一定比率まで減少して、特例報告の対象となった場合

この法律の条文のみからは、制度の詳細は明らかにされておらず、証券取引法等改正法の成立後に制定されるであろう政省令を待つ必要がある。ただ、前述のWG報告によれば、次のような趣旨の改正であると考えられる。

前述の通り、本来ならば特例報告の認められる機関投資家等であっても、株券等保有割合が一定比率(現行法令では10%)を超えた場合は、その株式については特例報告を利用することが認められない。

言い換えれば、株券等保有割合が10%を上回ることになる取引を行った場合、大量保有報告の方法が、特例報告から一般報告に切り替わることとなる。逆に、株券等保有割合が10%を下回ることになる取引を行った場合、大量保有報告の方法が、一般報告から特例報告に切り替わることとなる。

このような特例報告と一般報告の切替が行われた場合の報告のあり方は、現行制度の下では次のように取り扱われている⁷。

⁷ 5%ルール実務研究会「5%ルールの実務とQ&A」(大蔵財務協会、1991年)p.55、中央信託銀行証券部「五パーセント・ルールに関する質疑応答」(「商事法務」No.1233)p.32など。

株券等保有比率が、例えば、9.5% 11%となり、特例報告から一般報告に切り替わった場合……原則 5 営業日以内に（一般）報告を行わなければならない（ ）。

株券等保有比率が、例えば、10.5% 9%となり、一般報告から特例報告に切り替わった場合……基準日の翌月 15 日までに（特例）報告を行えばよい。

（ ）厳密には、前回の報告に基づく株券等保有割合から 1%以上増加した日から 5 営業日以内ということになる。

つまり、株券等保有割合が 10%を上回る事となるような取引が行われた場合には、原則 5 営業日以内に開示が行われる。そのため、一般投資家もそうした情報を比較的早い段階で把握することができる。

それに対して株券等保有割合が 10%を下回る事となるような取引が行われても、開示はすぐには行われない。その結果、一般投資家は、果たしてその機関投資家等がその株式を既に処分しているのか、未だ保有しているのか分からないまま、投資判断を迫られる状況が長期間継続することにもなり兼ねないのである。

WG 報告では、こうした状況を「取引状況の明確な開示を求める観点」から問題であると指摘し、一般報告から特例報告に切り替わった場合でも適切な開示が行われるよう「所要の見直しが必要」としていた。

改正法案の「株券等保有割合が一定比率まで減少して、特例報告の対象となった場合にも、報告書の提出を義務付ける」という改正事項は、このWG 報告の内容を実現するためのものと考えられる。

(3)大量保有報告書の開示内容

前記のWG 報告では大量保有報告書の開示内容について、次のような内容の充実を図る方向性が示されていた。

保有目的について、個々の実態に則して、より詳細な記載を求める。

保有株式に貸借の対象となっているものが含まれるならば、その状況も明確に開示する。

ただ、こうした大量保有報告書の詳細な記載事項は、内閣府令に委ねられている（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令）。

そのため、これらの事項は、今回の改正法案の中には直接は盛り込まれていない。証券取引法等改正法の成立後に制定されるであろう政省令の中で手当てがなされるものと予想される。

6 . 施行日

大量保有報告書に関する改正は、「重要提案行為等」に関する部分を除き、証券取引法等改正法の「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」から施行される予定である（証券取引法等改正法案附則 1 四）。

「重要提案行為等」に関する部分については、証券取引法等改正法の「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行される予定である(証券取引法等改正法案附則1三)。